水道料金の改定について(最終報告)

東大阪市上下水道局

(水道総務部水道経営室企画課)

令和8年11月

答申の概要

料金改定時期	令和10年４月１日とすることが妥当
料金改定率	平均約８%とすることが妥当 ※ただし、令和12年度に財政目標を達成できない見込みとされていることから、今後の経営状況をよく見極めた上で、改めて料金改定の検討を行うことが必要
付帯意見	1. 広報のあり方 ➢ 広報誌や検針時のチラシ、インターネット媒体を用いるなど、様々な手法を工夫し、**幅広い世代に、丁寧で分かりやすい広報を行うことを提言**する 2. 水道料金の定期的な見直し ➢ 将来世代に負担を先送りしないよう**定期的に料金の見直しを行うことを提言**する 3. 料金体系の見直し ➢ 負担の公平性を確保するため、**口径別料金体系の導入**や**基本水量の解消**といった**料金体系のあるべき姿が実現できるよう、継続的に検討することを提言**する

これまでの経過について

令和6年12月の東大阪市議会において、令和7年10月（平均約19%）及び令和10年4月（平均約8%）の二段階に分けて料金改定を実施する条例改正案を提案

令和7年10月（平均約19%）のみとする修正案が可決

- 令和10年４月の料金改定については、その必要性は認めつつも、今後の国庫補助金の確保や経営努力を踏まえて改めて算定すべきとの判断が示され、見送られました。

諮問 水道料金の改定について【令和８年８月４日】

本市水道事業が健全な経営を持続していくため、令和10年４月の平均約８%の改定の検証を含む水道料金の改定について諮問

- 審議会での審議・・・ 第2回：８月４日、第3回：９月２日
- 中間報告の公表・・・ 令和８年９月９日 （pp.5～8参照）
- 市議会への報告・・・ 令和８年９月９日～ （pp.9～11参照）
- 審議会での審議・・・ 第4回：11月６日

※ 第１回審議会は、上下水道の決算状況等について審議

答申 水道料金の改定について【令和８年11月６日】

【答申内容】料金改定について

- 令和10年4月1日からの料金改定が妥当
- 現行から平均約8%の料金改定が妥当

料金改定内容

1ヵ月あたり、税込

用途	家事用				業務用	公共用	事業用
使用水量イメージ	7㎥/月まで 	10㎥/月 	20㎥/月 	30㎥/月 	20㎥/月 	150㎥/月 	150㎥/月 
現行料金	858 円/月	1,247 円/月	3,062 円/月	5,548 円/月	5,121 円/月	54,755 円/月	60,931 円/月
改定後	943 円/月	1,382 円/月	3,351 円/月	5,980 円/月	5,594 円/月	59,580 円/月	66,308 円/月
差額	＋85 円/月	＋135 円/月	＋289 円/月	＋432 円/月	＋473 円/月	＋4,825 円/月	＋5,377 円/月
1㎥(1000ℓ)あたり	＋12※ 円/㎥・月 増額	＋14 円/㎥・月 増額	＋14 円/㎥・月 増額	＋14 円/㎥・月 増額	＋24 円/㎥・月 増額	＋32 円/㎥・月 増額	＋36 円/㎥・月 増額

※　ただし、7㎥/月を使用した場合

【答申内容】改定後の料金表案（1ヵ月あたり・税抜）

- 現行から平均約8%の料金改定を行った場合

【基本料金】基本水量あり、用途別

【従量料金】逓増型

※表中の金額は、全て税抜
※（）内数値は現行料金からの差

用途区分	基本水量	基本料金	従量料金単価（1㎥あたり）						
家事用	7㎥	858円（＋78円）	8～10㎥	11～20㎥	21～30㎥	31㎥～			
			133円（＋15円）	179円（＋14円）	239円（＋13円）	276円（＋12円）			
業務用	10㎥	2,056円（＋180円）	11㎥～						
			303円（＋25円）						
公共用	30㎥	6,284円（＋546円）	31㎥～						
			399円（＋32円）						
事業用	30㎥	9,280円（＋808円）	31㎥～						
			425円（＋34円）						
臨時用	10㎥	6,826円（＋594円）	11㎥～						
			710円（＋57円）						
浴場用	500㎥	31,000円	501㎥～600㎥	601㎥～2,000㎥	2,001㎥～3,000㎥	3,001㎥～4,000㎥	4,001㎥～5,000㎥	5,001㎥～6,000㎥	6,001㎥～
			62円	102円	104円	113円	123円	189円	247円

中間報告の概要

【前回答申（令和6年11月）の検証】

令和８年９月２日に開催した、第３回東大阪市上下水道事業経営審議会において、前提条件（pp.19～21）に基づく財政シミュレーションを確認いただいた。

・財政シミュレーション期間・・・R7～R17（R6年11月の答申と合わせる）

検証結果は以下のとおり。

【検証結果】

◆ **R10年４月に8%の改定【検証】①**

R6年11月の答申に基づき、R10年４月の料金改定率を8%と設定

⇒中間報告における前提条件（pp.19～21）であれば、財政目標のひとつである料金回収率を満足せず

※R11の時点で目標である**100%をわずかに下回る**

◆ **財政目標を満足する改定率の算定【検証】②**

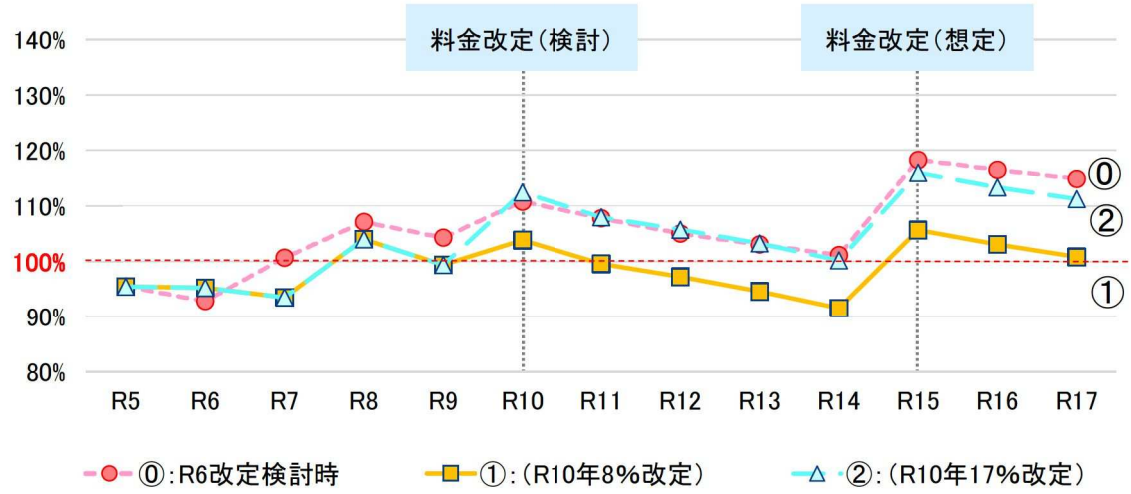
中間報告における前提条件（pp.19～21）を見込んで財政目標を達成する料金改定率の算定を試行

⇒R10年４月の料金改定率を17%まで引き上げる必要がある

※国費充当（p.21）がなければさらに2%上昇

中間報告の概要

料金回収率【前回答申（令和6年11月）の検証】



- ✓ 料金回収率とは、**料金収入で事業運営に必要な費用を賄えているか**を測る指標
- ✓ ①では、収益的支出（人件費、企業債借入金利等）の上昇にも関わらず、R10改定率を8%に据え置いているため、**R11に料金回収率が100%を下回る**
- ✓ ②では、財政目標を満足させるためには、**R10に17%の改定が必要**
- ✓ 検証のため、前回答申検討時に想定していた、R15の19%改定を想定

中間報告の概要

【料金改定率（令和10年４月）の検討】

前提条件（pp.19～21）の将来的な予測は、現時点では非常に不明確であるため、財政シミュレーション期間をできるだけ短期間に設定して検討した。

・財政シミュレーション期間・・・R9～R11（料金算定期間に合わせる）

【検討結果】

◆ 財政目標を満足する改定率の算定【検討】③

中間報告における前提条件（pp.19～21）を見込み、財政シミュレーションの対象期間であるR9～11を対象に、財政目標を達成する料金改定率の算定を試行

⇒**R10年４月の料金改定率は9%（p.5の検証結果の17%から▲8%）**

※R12時点において料金回収率が100%を下回る

※施設整備を計画どおり進めるためには、R12において料金改定が必要

◆ R6年11月の答申（R10年４月に8%の改定）の取り扱い【検討】

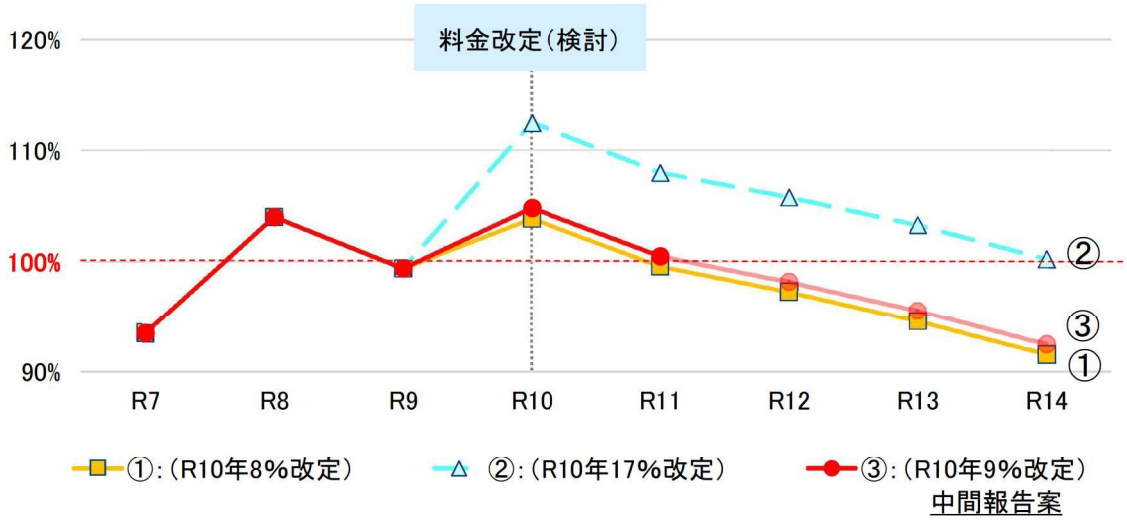
R6年11月の答申に基づくと、令和10年４月に8%の料金改定（R7年10月の19%と合わせて28%の改定）であり、これは今回の改定率の基本となる

⇒R10年４月の料金改定率が8%であれば、料金回収率が満足しない（R11の時点で目標である**100%をわずかに下回る**）

※これの採用には、**料金回収率を満足する具体的な要素**を加味することが必要

中間報告の概要

料金回収率【料金改定率（令和10年４月）の検討】



✓ ③は財政目標を満足させる期間を、今回の**料金算定期間（R11まで）としているため、R10の料金改定率は、②の条件よりさらに8%低減（17%⇒9%）が可能**

（次の料金改定はR12年４月を想定）

市議会への報告

《 市議会における意見要旨（その1） 》

令和8年9月16日に開催された建設水道委員会での意見要旨は、以下のとおり

・令和10年4月の2回目の水道料金の改定については、審議会の議論や今後示される答申を充分に尊重するということを前提とした上で、令和6年第4回定例会で重ねてきた議会の議論についてもよくよく踏まえていただき、改定率の上げ幅については8%を上限として検討を進めていただくよう強く要望をしておく。

・今後の経営努力、更なる経営努力については、本会議において「施設の強靱化を図りつつ、料金改定による市民負担をできるだけ抑制できる手法や工夫ができないか、引き続き調査並びに検討をしてまいる」との姿勢を示していただいているので、是非、この答弁の姿勢を最後まで貫いていただきたい。

・資金残高対給水収益については、災害が起きたときに6ヵ月分を担保しなければいけないという考えのもと進めてこられたと思うが、6ヵ月を3ヵ月に縮めて、その分値上げを抑えるために使うというのも1つの考えだと思う。

市議会への報告

《 市議会における意見要旨（その2） 》

・今本当に大変なときだからこそ、減免の制度を作らなければいけないと思うので、水道局単独ではできないのであれば、市の方に言って、ぜひ、作っていただきたい。

・足元の調達金利は、試算の前提である3.5%より高く、今後も金利に上昇圧力がかかる可能性がある中で、少しリスクを抱えている試算なのかなというのが率直な感想。

・物価、賃金上昇についても、中間報告では今年1月の内閣府公表データを使われていると思うが、こちらも直近7月に新たな試算が公表されており、消費者物価上昇率や賃金上昇率が大幅に上がる見通しが出されているので、こちらもリスクを抱えた試算なのかなと感じている。昨今の急激な環境変化を鑑みると、柔軟に最新の情報に置き換えるという選択肢もあると思う。

市議会への報告

《 市議会における意見要旨（その3） 》

・令和10年度に8％の料金を織り込んだシミュレーション①、こちらをベースにしまして、例えば、資金残高を1ヵ月落としたら、この8％がどのぐらい減るのかとか、何％影響するのか、今の状況で金利を0.5％上げたら、一体どれほどのインパクトがあるのか、こういったことをいくつか示していただく。そういう数値を見える化することによって、よりポイントが絞られた議論ができるようになると思う。

・時代時代に応じて、水道料金に関わる状況は変わると思うので、あまり将来を見据えて、今急に20％上げるとかいうのはちょっと違うと思う。そういうこともいろいろ考えていただいて、今後の水道料金に関する1つの目安にしていただければありがたい。



水走配水場

- 竣工年月　昭和41年9月
- 施設能力　141，810㎥/日
- 配水池容量　58，400㎥



池島配水場

- 竣工年月　平成9年10月
- 施設能力　24，000㎥/日
- 配水池容量　10，000㎥

東大阪市自治協議会での説明

令和8年10月15日に開催された東大阪市自治協議会 常任理事会にて、「水道料金の改定について（中間報告）」を説明。

説明資料



（表）



（裏）

市政だよりへの掲載

水道料金の改定について理解を深めていただくために「市政だより」11月号に記事を掲載。



水道料金の改定を審議しています

上下水道局では、将来にわたって安全で安心な水道水を安定的に届けるため、現在水道料金の改定について市上下水道事業経営審議会へ諮問し、審議を進めています。

これまでの経過については、令和6年12月に令和7年10月に平均約19%、令和10年4月に平均約8%の料金改定を市議会へ提案しました。令和7年10月の平均約19%の改定については可決されましたが、令和10年4月の平均約8%の改定については今後の国庫補助金の確保や経営努力の状況を踏まえて改めて算定すべきとの判断が示されました。

なお、料金改定については審議中の内容であり決定したものではなく、今後も引き続き検討を進めていきます。中間報告の内容など、詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

市上下水道事業経営審議会

大学教授などの学識経験者や関係団体の代表、公募市民などの外部委員で構成される会議で、水道事業の経営や料金改定などの重要な事項について、専門的・客観的な立場から審議し、市へ意見を提出しています。

東大阪市上下水道事業経営審議会

水道料金の改定について（中間報告）

なぜ料金改定が必要なのか

◆水道施設の老朽化

高度経済成長期に整備した水道管や重要施設が更新時期を迎えており、計画的な更新や耐震化が必要です。

◆物価・人件費・金利の上昇

工事費や資材価格、人件費、金利などが上昇しており、安全な水道水を安定して届けるために必要な費用が増加しています。

更新時期を迎える水道施設

古くなった管路の更新工事

◇ ◇

上下水道局企画課 06 (6724) 1221、FAX06 (6721) 2374

※「市政だより」11月号より抜粋

市議会における意見に対する検討

●条件設定の再検討

	理由
資金残高	・資金残高の目標を下げれば、事故や災害に備えるための資金が減少し、安定的な事業運営の継続が困難になる恐れがある。 【検討結果】 ・事業運営に最低限必要な資金に加え、災害時等に収入が途絶える期間への対応も考慮し、これまでどおり給水収益の6ヵ月相当の資金残高の確保を目標とする。
企業債借入金利	・令和８年10月時点の適用金利は年3.9%となっており、当初想定していた年3.5%を超過している。 【検討結果】 ・将来の金利動向は上昇傾向であり、これを考慮すると、年3.5%の見込みでは支払利息の資金が不足する可能性があることから、料金算定期間を令和11年度までの３年間とすることを前提に、想定金利を年4.0%とする。

市議会における意見に対する検討

●条件設定の再検討

	理由
物価・賃金上昇	・物価、賃金の上昇については、政府の物価対策による将来の見通しは不明瞭である。 【検討結果】 ・今回のシミュレーションにおいては、料金算定期間を令和11年度までの３年間とすることを前提に、過去投影ケースを採用する。
水道料金の減免	・水道事業は地方公営企業法に基づく独立採算制を基本としており、原則として料金収入等の事業収益によって経営に必要な経費を賄うこととされている。 【検討結果】 ・水道事業で減免を行う場合、結果的に減免を受けていない利用者がその負担を受けもつことにつながり、公平性の観点から望ましくないため、減免は行わないこととする。

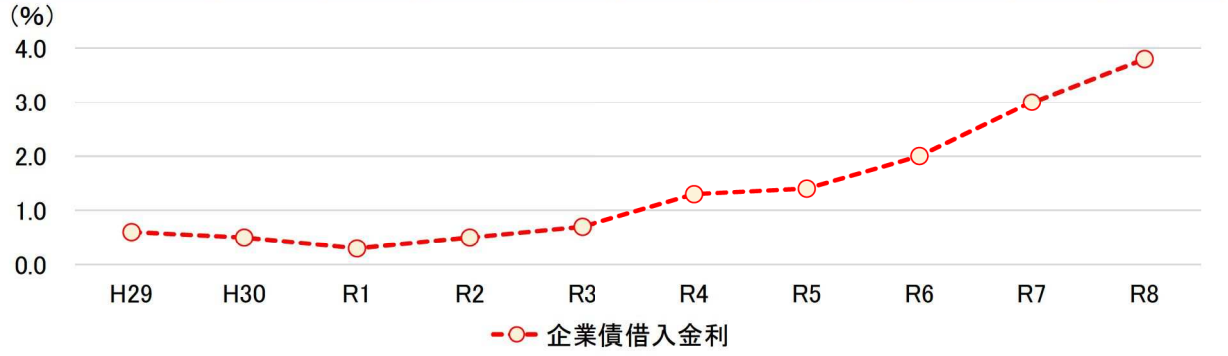
市議会における意見に対する検討

企業債借入金利

企業債の借入利率がR8年10月時点で年3.9%となっており、当初シミュレーションで想定していた年3.5%を超える水準となっている。

企業債借入金利の推移　（%）

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8（10月時点）
企業債借入金利（借入実績）	0.6	0.5	0.3	0.5	0.7	1.3	1.4	2.0	3.0	3.9



市議会における意見に対する検討

物価・賃金上昇

内閣府「中長期の経済財政に関する試算」が令和8年7月に出され、「現状投影ケース」が示された。

○過去投影ケース　（%）

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
消費者物価上昇率※（過去投影ケース）	2.6	1.9	1.4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
賃金上昇率※（過去投影ケース）	3.2	3.2	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2

※参考文献：内閣府-中長期の経済財政に関する試算　（令和8年1月22日経済財政諮問会議提出）

○現状投影ケース　（%）

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
消費者物価上昇率※（現状投影ケース）	2.6	2.2	2.1	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0
賃金上昇率※（現状投影ケース）	3.0	3.1	3.1	2.5	2.5	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2

※参考文献：内閣府-中長期の経済財政に関する試算　（令和8年7月30日経済財政諮問会議提出）

前提条件の整理

市議会における意見を考慮した前提条件は、下記のとおり

■財政目標

	中間報告	修正案
料金回収率	100%以上を維持	変更なし
資金残高	給水収益の 6ヵ月分以上確保	変更なし
企業債残高対 給水収益比率	原則350%以下 一時的に500%以下まで許容し、 令和27年度末に350%以下の達成を目指す	変更なし

■料金算定期間

	中間報告	修正案
料金算定期間	R9からR11（3年間）	変更なし

前提条件の整理

■財政シミュレーション

	中間報告	修正案
R7～R17までの 施設整備事業費	・水走配水場更新　：約166億円 ・新水道庁舎整備　：約30億円 ・管路更新　：約355億円 ・その他施設更新　：約96億円 （合計：約647億円） このほか、受託工事費を約36億円計上 ※水走配水場更新は解体工事費を除外 （解体工事はR18以降とした）	変更なし
建設工事費 デフレーター による補正	・R7～R9の施設整備費には、毎年「5.2%」の上昇を見込み算定 ・R10～R17の施設整備費には、毎年「1.5%」の上昇を見込み算定 ・ただし、R7～R17の管路更新事業費は約31億円/年とする	変更なし

前提条件の整理

■財政シミュレーション

	中間報告	修正案
R7～R17までの国費（補助金・交付金）	管路更新事業費の1/10（約35億円） 水走配水場更新事業費の1/4（約40億円）を見込む	変更なし
企業債借入金利	年3.5%で算出	年4.0%で算出
物価・賃金上昇	内閣府資料（中長期の経済財政に関する試算）の過去投影ケースをもとに考慮する	変更なし

●その他

	中間報告	修正案
R8以降の支出の見直し	令和7年度決算値や令和8年度当初予算等を基に算出	令和7年度以前の決算値や、令和8年9月末の執行状況から推定した令和8年度決算見込値を基に算出

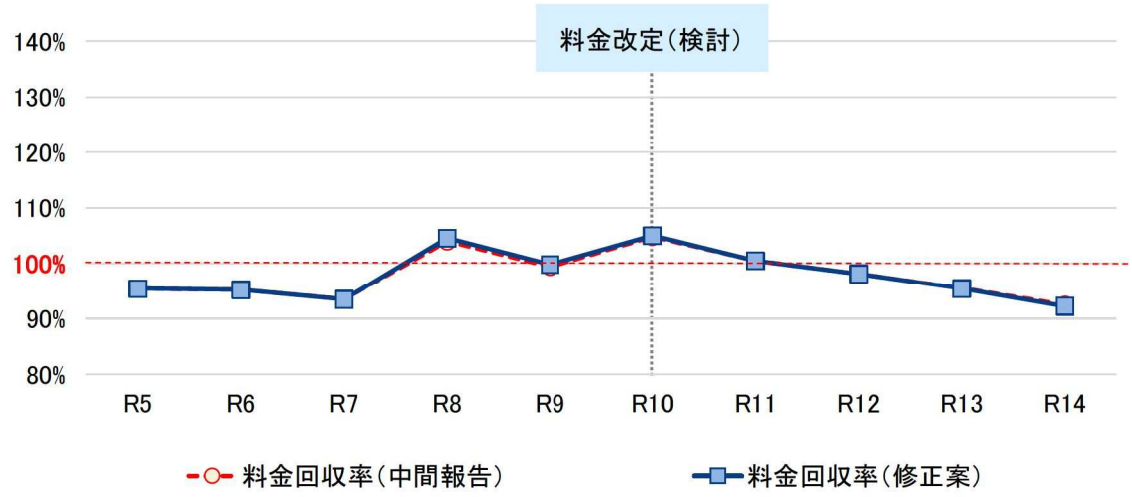
前提条件の整理

財政シミュレーションの修正の考え方は、下記のとおり

	考え方
中間報告 （令和10年4月：9%）	第3回審議会で提示した料金改定案 ➢ 令和11年度末まで、財政目標（p.19）に掲げている全ての設定条件を満足 ただし、令和12年度の料金改定検討が必要
修正案 （令和10年4月：9%）	前提条件の修正案（pp.19～21）を反映 ➢ 令和11年度末まで、財政目標（p.19）に掲げている全ての設定条件を満足 ただし、令和12年度の料金改定検討が必要

中間報告と修正案の財政シミュレーション比較

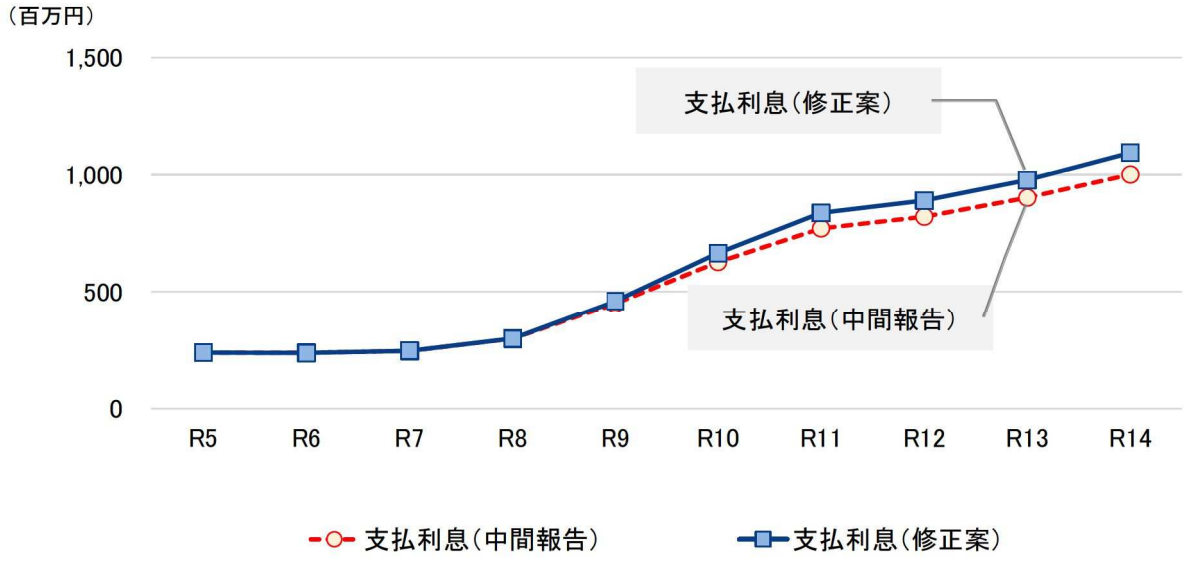
料金回収率



✓ 中間報告と修正案のいずれの場合においても、R10年４月の料金改定率を９％とすれば、料金回収率は同程度となる

中間報告と修正案の財政シミュレーション比較

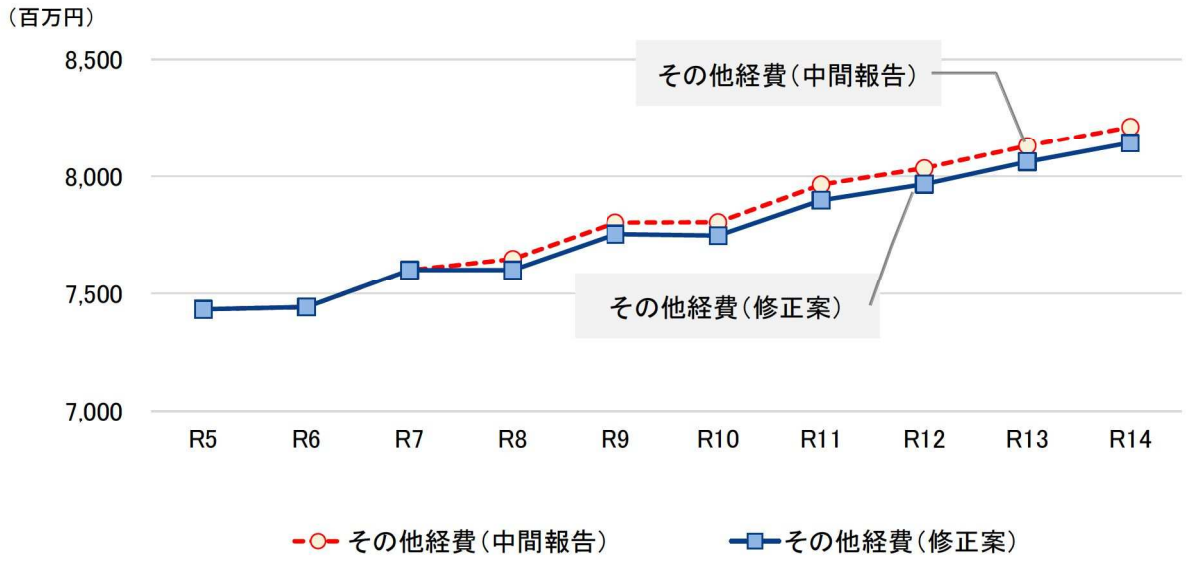
収益的支出（支払利息）



✓ 修正案は企業債借入金利を年4.0%としたため、中間報告より支払利息が増加している

中間報告と修正案の財政シミュレーション比較

収益的支出（その他経費）



✓ 修正案は支出の見直し（修繕費・工事請負費）を行ったため、中間報告を下回っている

経営改善への工夫【地方財政措置の活用】

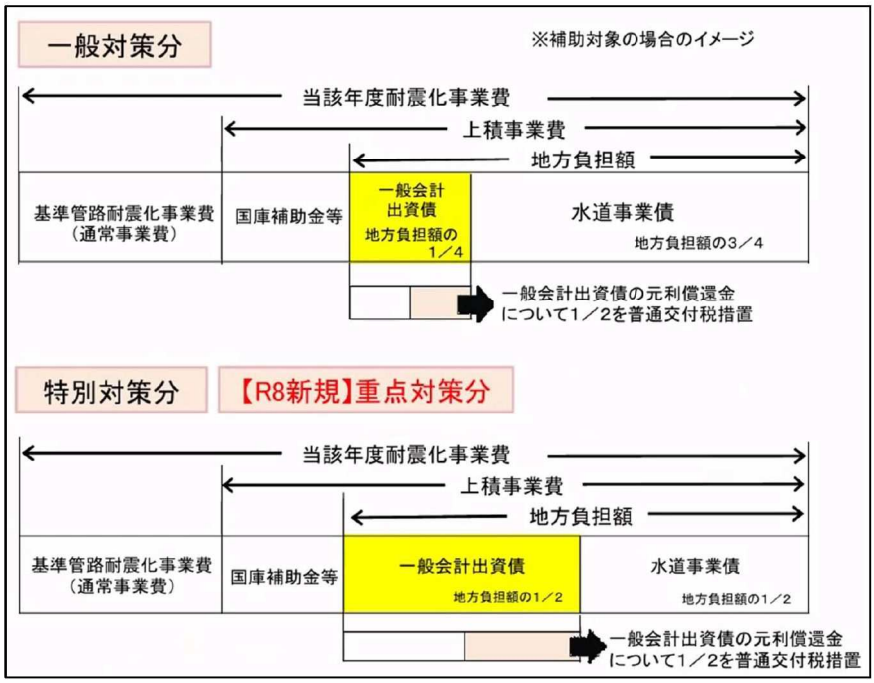
●地方財政措置（一般会計出資債）

	内容
検討経過	・財政支出の縮減を目的に、地方財政措置（一般会計出資債）を活用した元利償還金の軽減について検討した。 ・当該制度の活用に当たっては、一般会計が地方債（一般会計出資債）を発行し、その資金を財源として水道事業へ出資を行うことから、市長部局との協議を実施し、制度を活用できる見込みが得られたため、今後の財政シミュレーションに反映することとした。

・一般会計出資債とは、地方自治体が水道事業や公立病院などの公営企業へ「出資」を行うために発行する地方債（借入金）のことである。
・今回の「水道管路耐震化事業」に係る一般会計出資債と「脱炭素化推進事業」に係る一般会計出資債は、元利償還金の２分の１が国から地方自治体に配分される「普通交付税」の計算に組み込まれるため、費用の縮減を図ることができる。
・本市では、水道事業の利益の状況に応じ、一般会計が借り入れた出資債の元利償還金の残りの２分の１を一般会計へ納付することで、一般会計の財政に負担を生じさせない仕組みとする。

経営改善への工夫【地方財政措置の活用】

●一般会計出資債（水道管路耐震化事業）



水道管路耐震化事業に係る一般会計出資債

（1）対象事業費
基準管路耐震化事業費（通常事業費）に上積みして実施する事業費として
各年度13．6億円を想定

（2）事業期間
令和9年度～令和12年度

（3）発行額
各年度5億円を想定
※各年度の対象事業費の精査により、実際の発行額は変動する

（4）料金算定期間（令和9年度～令和11年度）の想定効果額
償還元金　469万円
償還利息　2，995万円
※元利償還金の1/2を一般会計へ納付した場合

※総務省資料：令和8年度上下水道事業に係る地方財政措置について（令和8年2月3日）より抜粋

経営改善への工夫【地方財政措置の活用】

●一般会計出資債（公営企業債における脱炭素化推進事業）

対象事業	事業概要　※赤字はR8拡充分
①太陽光発電設備の整備等	太陽光発電設備※等の整備（売電を主たる目的とする場合を除く。） ※建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む。
②ZEB基準相当への適合	ZEB基準相当に適合させるための改修等
③省エネルギー基準への適合	省エネルギー基準に適合させるための改修
④個別設備の省エネルギー改修	空調機器等※の各設備が個別に省エネルギー基準を満たす改修 ※対象設備：空調機器、換気設備、給湯機器、コジェネレーションシステム
⑤ ③以外の省エネルギー改修	③の対象設備以外の設備に係る省エネルギー改修※（高効率ポンプ導入等） ※改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できるもの
⑥LED照明の導入	LED照明の導入のための改修
⑦電動車の導入	公用車における電動車※の導入・充電放電設備の整備 ※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車



地方負担額の1/2に「公営企業債（脱炭素化推進事業）」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に下表のとおり普通交付税措置
（残余（地方負担額の1/2）については、通常の公営企業債を充当）

対象事業	交付税措置率
①・②	50%
③・⑤・⑥	財政力に応じて30～50%
④・⑦	30%

脱炭素化推進事業に係る一般会計出資債

（1）対象事業費
新水道庁舎の太陽光発電設備の整備、ZEB基準相当への適合費用として
3億円を想定

（2）事業期間
令和9年度

（3）発行額
1．5億円を想定
※対象事業費の精査により、実際の発行額は変動する

（4）料金算定期間（令和9年度～令和11年度）の想定効果額
償還元金　140万円
償還利息　598万円
※元利償還金の1/2を一般会計へ納付した場合

※総務省資料：令和8年度上下水道事業に係る地方財政措置について（令和8年2月3日）より抜粋

経営改善への工夫【地方財政措置の活用】

地方財政措置（一般会計出資債）を活用した財政シミュレーションは、以下の修正案②のとおり

	中間報告	修正案	修正案②
前提条件の追加要素	企業債借入金利 年3.5%	▶ 企業債借入金利　年4.0%	
	令和7年度決算値等による反映	▶ 令和8年9月末時点の執行状況を反映	
	一般会計からの出資なし		▶ 一般会計からの出資あり
料金改定時期 料金改定率	・令和10年4月　9%	・令和10年4月　9%	・令和10年4月　8%
			・令和12年4月　12%

（参考）
現状の前提条件で
R15まで財政目標を満足させた場合の
R12想定改定率

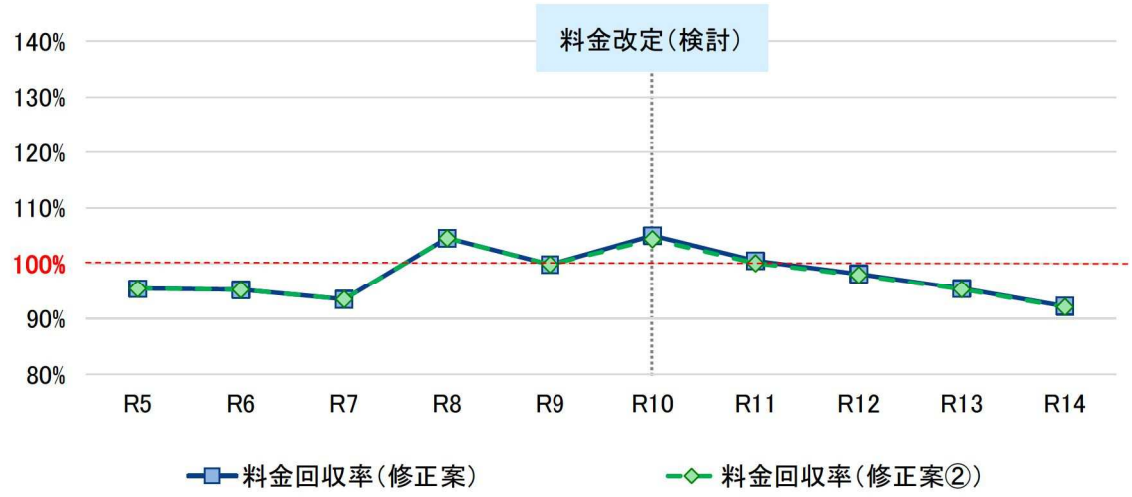
経営改善への工夫【地方財政措置の活用】

追加要素を考慮した追加修正後（修正案②）の考え方は、下記のとおり

	考え方
修正案 （令和10年4月：9%）	前提条件の修正案（pp.19～21）を反映 ➢ 令和11年度末まで、財政目標（p.19）に掲げている全ての設定条件を満足 ただし、令和12年度の料金改定検討が必要
修正案② （令和10年4月：8%）	上記の修正案に加えて、地方財政措置を考慮してシミュレーションを実施 ➢ 令和11年度末まで、財政目標（p.19）に掲げている全ての設定条件を満足 ただし、令和12年度の料金改定検討が必要

修正案と追加修正後の財政シミュレーション比較

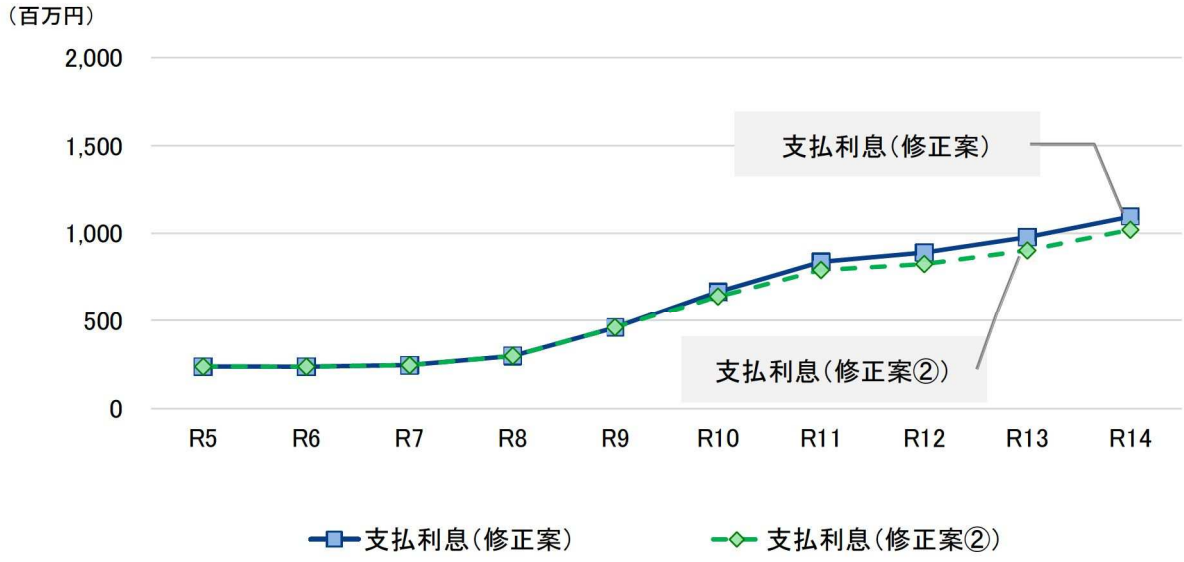
料金回収率



- ✓ 修正案②では、R10年４月に８%の改定率でR11料金回収率100%以上となっている
- ✓ R12に料金回収率は100%を下回る

修正案と追加修正後の財政シミュレーション比較

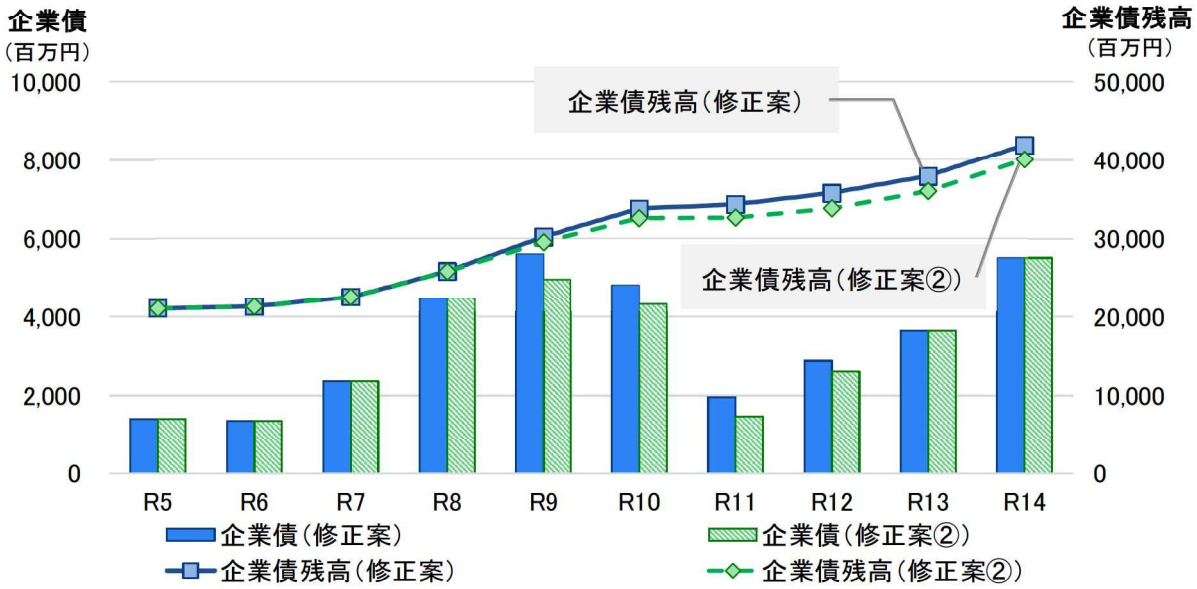
収益的支出（支払利息）



- ✓ 修正案②は、一般会計出資債を活用することにより、支払利息を抑制することができる

修正案と追加修正後の財政シミュレーション比較

企業債（発行額）・企業債残高



✓ 修正案②は、一般会計出資債を活用することにより、企業債の発行を抑制することができる

菱屋西配水場



- 竣工年月　昭和7年3月（一次工事）
  昭和11年3月（二次工事）
- 施設能力　30，500㎥／日
- 配水池容量　9，800㎥



上小阪配水場

- 竣工年月　昭和38年3月
  （令和2年6月　1号配水池更新・ポンプ設備棟新設）
- 施設能力　46，200㎥／日
- 配水池容量　16，330㎥

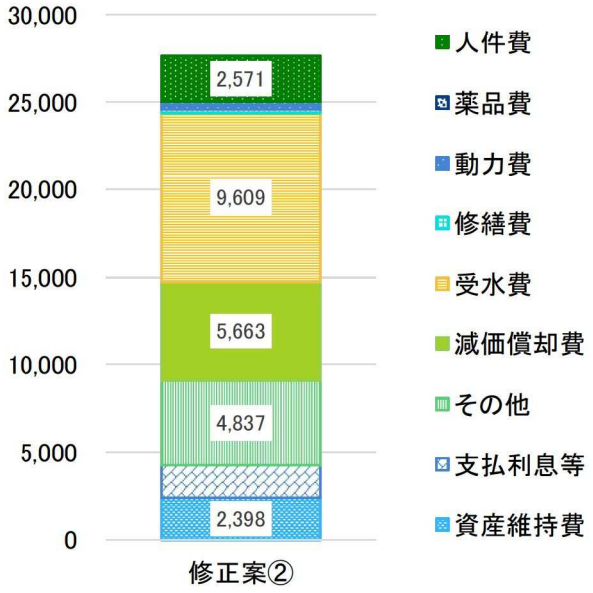
料金改定率・料金改定時期（修正案②で検討）

《 総括原価の算定：総括原価の内訳 》

財政シミュレーション結果より、料金算定期間（R9～R11）における総括原価を算定する。

総括原価の内訳

費目	R9～R11の原価（百万円）	割合
人件費	2,571	9%
薬品費	13	1%未満
動力費	450	2%
修繕費	197	1%
受水費	9,609	35%
減価償却費	5,663	20%
その他	4,837	17%
支払利息等	1,862	7%
資産維持費	2,398	9%
合計	**27,600**	**100%**



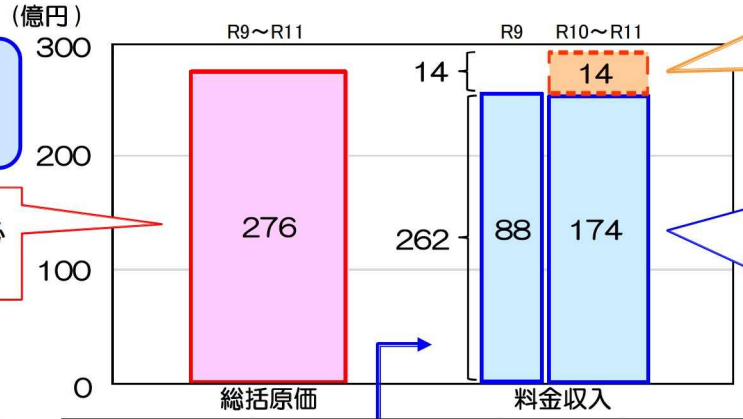
料金改定率・料金改定時期（修正案②で検討）

目標とする総括原価と同額の料金収入を得る必要がある

R9～R11の総括原価（目標額）：276億円
＝現行料金の場合のR9～R11収入　：R9～R11：262億円
＋ 不足分（料金改定分で確保すべき収入）：R9～R11：14億円

R10年４月に料金改定を行った場合
➡ **14億円 ÷ 174億円（R10～R11の料金収入） × 100 ＝ 約8%（R10～R11・現行に対する料金改定率）**

目標総括原価と料金収入の比較（R9-R11）



水道事業の健全経営に必要な総括原価の目標額

目標総括原価に対し現行料金で不足する額
＝料金改定による増収額（8%値上げ分）

現行料金とした場合の料金収入
（水需要の減少に伴い収入も減少するため、**現行のままでは目標総括原価分を確保できない**）

現行料金とした場合の料金収入内訳（R9-R11）

項目	R9年度	R10年度	R11年度	計
有収水量（千㎥/年）	48,104	47,485	47,000	142,589
給水収益（百万円/年）	8,842	8,728	8,639	26,209

※給水収益＝有収水量×平均供給単価（R8以降想定値：183.8円/㎥）

水需要の減少に伴い収入が減少

料金改定率・料金改定時期（修正案②で検討）

修正案②の料金改定率・料金改定時期の考え方は以下のとおり

	考え方
改定率	**社会情勢等の不確定な要素を最小限に抑えるため、料金算定期間を令和11年度までとした場合、料金改定率は平均約8%となる。**
改定時期	**前回答申の内容や利用者への周知期間などを考慮し、料金改定時期は令和10年4月1日とする。**

- 安定した財政基盤を確保しつつ、料金改定による利用者への影響を緩和するため、**料金算定期間を短期間とした、料金改定が望ましい。**
- ただし、今回の改定については財政目標の達成がR11年度までとなっているため、**R12年度の料金改定検討が必須となる。**

料金表の検討

料金表の検討にあたり、令和7年度の水道の使用実態（各用途別の水量割合）を基礎データとした。

【前回答申時からの水道の使用実態の変化】

・家事用の10㎥以下の想定使用水量が増加
→供給単価（1㎥あたりの販売単価）が低い用途区分の想定使用水量が増加
・家事用の10㎥超及びその他の用途の想定使用水量が減少
→供給単価（1㎥あたりの販売単価）が高い用途区分の想定使用水量が減少

- 水道の使用実態が変化したため、前回答申の料金表で料金収入を計算した場合、2億円程度減少の見込みとなることから、料金表の再計算が必要となる。

⇒次回の料金改定時には、さらなる逓増度の緩和や用途別の使用状況等に影響されにくい「口径別料金体系」の導入に向けた検討が必要

料金表の検討

《 修正案②（R10～R11）と現行料金表との比較 》

※表中の金額は、全て税抜

区分			改定後A	現行 B	差引 A-B	
用途	段階	水量区画	単価	単価	単価	増減率
家事用	基本料金	7㎥まで	**858**	780	78	10%
	従量料金	8～10㎥	**133**	118	15	13%
		11～20㎥	**179**	165	14	8%
		21～30㎥	**239**	226	13	6%
		31㎥～	**276**	264	12	5%
業務用	基本料金	10㎥まで	**2,056**	1,876	180	10%
	従量料金	11㎥～	**303**	278	25	9%
公共用	基本料金	30㎥まで	**6,284**	5,738	546	10%
	従量料金	31㎥～	**399**	367	32	9%

逓増度の緩和

次ページの表に続く

料金表の検討

《 修正案②（R10～R11）と現行料金表との比較 》

※表中の金額は、全て税抜

区分			改定後A	現行 B	差引 A-B	
用途	段階	水量区画	単価	単価	単価	増減率
事業用	基本料金	30㎥まで	**9,280**	8,472	808	10%
	従量料金	31㎥～	**425**	391	34	9%
臨時用	基本料金	10㎥まで	**6,826**	6232	594	10%
	従量料金	11㎥～	**710**	653	57	9%
浴場用	改定なし					

・基本料金は、各用途 約10%の値上げ（基本料金の割合を高める）

・家事用の従量料金は、**使用水量が多いほど値上げ率が抑制される**（逓増度の緩和）

⇒基本料金割合：32%（現行：32%）、家事用の逓増度：2.2（現行：2.3）

・浴場用は、物価統制令を考慮し、料金改定なし

【参考】用語説明

用語	説明
収益的収支	公営企業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益とそれに対応する全ての費用。 収益的収入については、サービスの対価として料金収入を主とする「営業収益」、受取利息、他会計補助金等の「営業外収益」、固定資産売却益等の「特別利益」からなる。 収益的支出は、サービスの提供に要する人件費、減価償却費、物件費等の「営業費用」、支払利息等の「営業外費用」、固定資産売却損等の「特別損失」及び「予備費」からなる。
資本的収支	公営企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良にかかる企業債償還金等の支出とその財源となる収入のこと。資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。
企業債	公営企業が行う建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債。
建設改良費	公営企業の固定資産の新規取得または増改築等に要する経費。

【参考】用語説明

用語	説明
給水原価	水１㎥を販売するのにいくらの費用を有するかを見る指標。
供給単価	水１㎥の販売価格がいくらかを見る指標。 ➢ 供給単価＝給水収益／年間総有収水量（単位：円/㎥）
料金回収率	給水原価に対する供給単価の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表す指標。 ➢ 料金回収率＝供給単価／給水原価×100（単位：%）
企業債残高対給水収益比率	給水収益に対する企業債残高の割合を示すもので、企業債残高の規模及び経営に及ぼす影響を表す指標。 ➢ 企業債残高対給水収益比率＝企業債残高／給水収益×100（単位：%）
資金残高	水道事業の運転資金。 ➢ 資金残高＝流動資産－（流動負債－流動負債に含まれる建設改良費等の財源に充てるための企業債）－退職給付引当金
逓増度	使用水量が多くなるに伴い1㎥あたりの単価が高くなる度合いを見る指標。 ➢ 逓増度＝1㎥あたりの最高単価÷1㎥あたりの想定最小単価（10㎥までの水道料金÷10）

【参考】料金表の検討

《 修正案②（R10～R11）とR7年10月改定前の料金との比較 》

※表中の金額は、全て税抜

区分			改定後A	R7年10月 改定前B	差引 A-B	
用途	段階	水量区画	単価	単価	単価	増減率
家事用	基本料金	7㎥まで	**858**	608	250	41%
	従量料金	8～10㎥	**133**	98	35	36%
		11～20㎥	**179**	146	33	23%
		21～30㎥	**239**	208	31	15%
		31㎥～	**276**	247	29	12%
業務用	基本料金	10㎥まで	**2,056**	1,462	594	41%
	従量料金	11㎥～	**303**	247	56	23%
公共用	基本料金	30㎥まで	**6,284**	4,472	1,812	41%
	従量料金	31㎥～	**399**	326	73	22%

逓増度の緩和

次ページの表に続く

【参考】料金表の検討

《 修正案②（R10～R11）とR7年10月改定前の料金との比較 》

※表中の金額は、全て税抜

区分			改定後A	R7年10月 改定前B	差引 A-B	
用途	段階	水量区画	単価	単価	単価	増減率
事業用	基本料金	30㎥まで	**9,280**	6,604	2,676	41%
	従量料金	31㎥～	**425**	347	78	22%
臨時用	基本料金	10㎥まで	**6,826**	4,858	1,968	41%
	従量料金	11㎥～	**710**	580	130	22%
浴場用	改定なし					

・基本料金は、各用途 約41%の値上げ（基本料金の割合を高める）

・家事用の従量料金は、**使用水量が多いほど値上げ率が抑制される**（逓増度の緩和）

⇒基本料金割合：32%（ R7年10月改定前：28%）、家事用の逓増度：2.2（R7年10月改定前：2.7）

・浴場用は、物価統制令を考慮し、料金改定なし

【参考】料金表の検討

《 修正案②（R10～R11）とR7年10月改定前の料金との比較 》

令和10年４月に8%の料金改定を実施する場合の料金表とR7年10月改定前の料金表との比較は以下のとおり

【基本料金】基本水量あり、用途別

【従量料金】逓増型

※表中の金額は、全て**税抜**
※（）内数値はR7年10月改定前からの差

用途区分	基本水量	基本料金	従量料金単価（1㎥あたり）						
家事用	7㎥	858円 （＋250円）	8～10㎥	11～20㎥	21～30㎥	31㎥～			
			133円 （＋35円）	179円 （＋33円）	239円 （＋31円）	276円 （＋29円）			
業務用	10㎥	2,056円 （＋594円）	11㎥～						
			303円 （＋56円）						
公共用	30㎥	6,284円 （＋1,812円）	31㎥～						
			399円 （＋73円）						
事業用	30㎥	9,280円 （＋2,676円）	31㎥～						
			425円 （＋78円）						
臨時用	10㎥	6,826円 （＋1,968円）	11㎥～						
			710円 （＋130円）						
浴場用	500㎥	31,000円	501㎥ ～600㎥	601㎥ ～2,000㎥	2,001㎥ ～3,000㎥	3,001㎥ ～4,000㎥	4,001㎥ ～5,000㎥	5,001㎥ ～6,000㎥	6,001㎥～
			62円	102円	104円	113円	123円	189円	247円

【参考】料金表の検討

《 前回答申内容との料金表比較 》

令和6年11月答申書に記載の令和10年４月に8%の改定の料金表との差は下記のとおり

【基本料金】基本水量あり、用途別

【従量料金】逓増型

※表中の金額は、全て**税抜**
※（）内数値は前回答申からの差

用途区分	基本水量	基本料金	従量料金単価（1㎥あたり）						
家事用	7㎥	858円 （＋17円）	8～10㎥	11～20㎥	21～30㎥	31㎥～			
			133円 （＋3円）	179円 （＋2円）	239円 （＋1円）	276円 （±0円）			
業務用	10㎥	2,056円 （＋34円）	11㎥～						
			303円 （＋5円）						
公共用	30㎥	6,284円 （＋99円）	31㎥～						
			399円 （＋6円）						
事業用	30㎥	9,280円 （＋147円）	31㎥～						
			425円 （＋7円）						
臨時用	10㎥	6,826円 （＋107円）	11㎥～						
			710円 （＋11円）						
浴場用	500㎥	31,000円	501㎥ ～600㎥	601㎥ ～2,000㎥	2,001㎥ ～3,000㎥	3,001㎥ ～4,000㎥	4,001㎥ ～5,000㎥	5,001㎥ ～6,000㎥	6,001㎥～
			62円	102円	104円	113円	123円	189円	247円

【参考】総務省資料（地方財政措置）

水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充　R８拡充

○ 水道管路耐震化事業について、緊急性や社会的影響等を勘案した重点的な耐震化を推進するため、大規模管路等の耐震化事業に対する地方財政措置を拡充するとともに、令和12年度まで延長

【対象事業者】 当該年度前5年度内に経営戦略を策定又は改定している末端給水事業者・用水供給事業者

【対象経費】 対象事業者が実施する水道管路の耐震化※に要する経費
※ 対象となる管種は、国庫補助（水道管路緊急改善事業、水道管路強靭化推進事業又は重要水道管路更新事業）で対象とされている管種

【地方財政措置の概要】 ＜国庫補助事業及び地方単独事業が対象＞

○ 基準管路耐震化事業費（以下の①又は②のいずれか低い方）に上積みして実施する事業費（上積事業費）の1／4（一般対策分）、又は1／2（特別対策分）を限度として、一般会計からの出資の対象とする。
①令和2～4年度の平均管路耐震化事業費
②有収水量1㎥当たり標準事業費（52円）に当該団体の令和2～4年度の平均有収水量を乗じて得た事業費
※用水供給事業者については、①を基準管路耐震化事業費とする。

＜特別対策分の対象要件＞
前々年度における家庭用料金（13mm・20㎥）が全国平均以上かつ、有収水量1㎥当たり資本費が全国平均以上

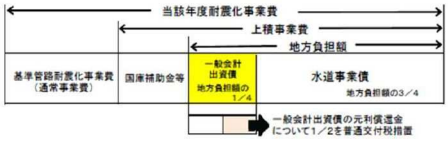
○ 事故発生時に社会的影響が大きい水道管路の耐震化事業については、一般対策分又は特別対策分と分けて上積事業費を積算（基準管路耐震化事業費は上記①により積算）し、その1／2を限度として、一般会計からの出資の対象とする（重点対策分）。

＜事故発生時に社会的影響が大きい管路＞
多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路として、口径800mm以上の管路、緊急輸送道路・重要物流道路・軌道・河川・海・湖の下に埋設またはこれらを横断している管路

○ 当該一般会計出資のための起債の元利償還金について、普通交付税による措置（1／2）を講ずる。

【事業期間】 令和8年度～令和12年度

一般対策分　※補助対象の場合のイメージ



特別対策分　【R8新規】重点対策分



2

※総務省資料：令和8年度上下水道事業に係る地方財政措置について（令和8年2月3日）より抜粋

【参考】総務省資料（地方財政措置）

公営企業債（脱炭素化推進事業）の延長・拡充　R８拡充

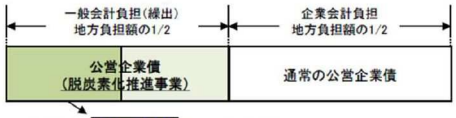
○ 地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、公営企業の脱炭素化の取組を積極的に支援するため、公営企業債（脱炭素化推進事業）を延長・拡充。
○ 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする。

1．対象事業　公営企業における脱炭素化のための地方単独事業

2．事業期間　令和８年度～令和12年度（５年間）

対象事業	事業概要　※赤字はR8拡充分
①太陽光発電設備の整備等	太陽光発電設備※等の整備（売電を主たる目的とする場合を除く。） ※建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む。
②ZEB基準相当への適合	ZEB基準相当に適合させるための改修等
③省エネルギー基準への適合	省エネルギー基準に適合させるための改修
④個別設備の省エネルギー改修	空調機器等※の各設備が個別に省エネルギー基準を満たす改修 ※対象設備：空調機器、換気設備、給湯機器、コジェネレーションシステム
⑤ ③以外の省エネルギー改修	③の対象設備以外の設備に係る省エネルギー改修※（高効率ポンプ導入等） ※改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できるもの
⑥LED照明の導入	LED照明の導入のための改修
⑦電動車の導入	公用車における電動車※の導入・充電放電設備の整備 ※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車

地方財政措置



元利償還金の30～50%を普通交付税措置
※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債

地方負担額の1/2に「公営企業債（脱炭素化推進事業）」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に下表のとおり普通交付税措置
（残余（地方負担額の1/2）については、通常の公営企業債を充当）

対象事業	交付税措置率
①・②	50%
③・⑤・⑥	財政力に応じて30～50%
④・⑦	30%

※この他、小水力発電（水道事業等）や設備の省エネルギー改修（国庫補助事業）等（下水道事業）、電動バス（EV、FCV、PHEV）等の導入（交通事業）についても対象

8

※総務省資料：令和8年度上下水道事業に係る地方財政措置について（令和8年2月3日）より抜粋

【参考】前回答申（令和6年11月）の検証

・前回答申に従い、R10年４月に8%の料金改定を実施した場合の財政シミュレーションを検証するため、以下の⓪、①、②のパターンを設定し、比較を行う
・財政シミュレーションの対象期間はR6の料金改定検討時に合わせ、R17までとする

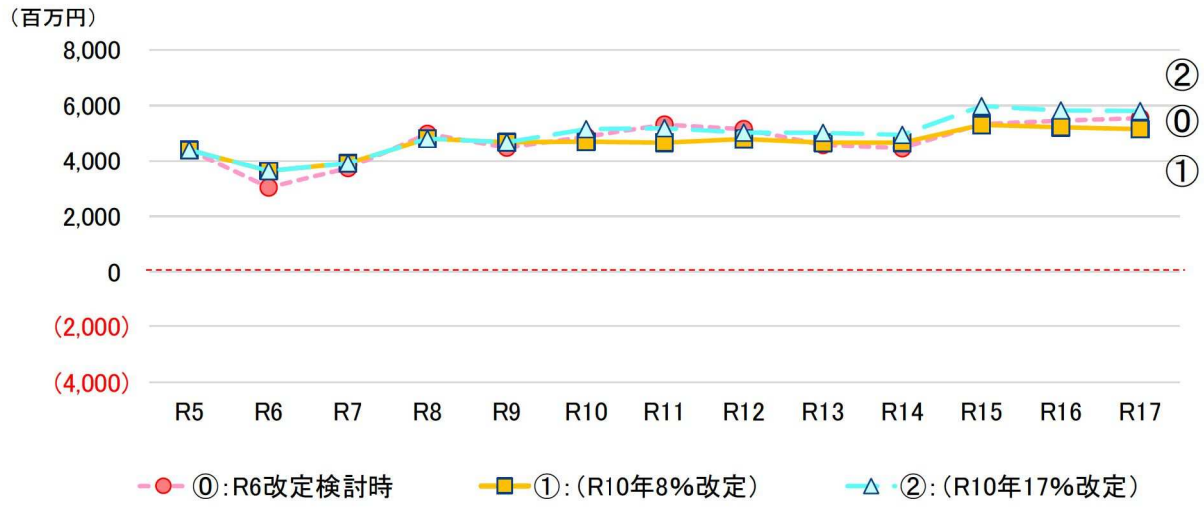
【パターン⓪、①、②】
⓪　R6の料金改定検討時の財政シミュレーション
＜料金改定率は、R10年４月は8%に設定（R15年４月は19%と仮定）＞

①　中間報告における前提条件（pp.19～21）に基づき算出した財政シミュレーション
（物価、賃金上昇や企業債借入金利の上昇、国費の拡充を見込む）
＜料金改定率は、R10年４月は8%に設定（R15年４月は19%と仮定）＞
※R10年４月の料金改定率を検証するため、改定率は8%に固定

②　中間報告における前提条件（pp.19～21）に基づき算出した財政シミュレーション
（物価、賃金上昇や企業債借入金利の上昇、国費の拡充を見込む）
＜料金改定率は、R10年４月に17%と算定（R15年４月は19%と仮定）＞
※R8～R17の財政目標（料金回収率、資金残高、企業債残高）を満足するために必要となる、R10年４月の料金改定率を見込む
※国費の拡充を見込まなければR10年４月の料金改定率は2%上昇し、19%と算定される

【参考】前回答申（令和6年11月）の検証

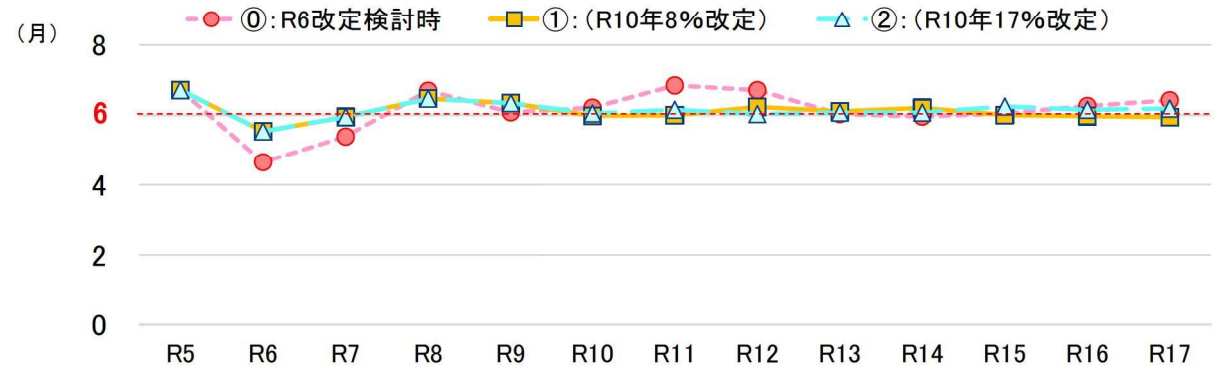
資金残高



✓ いずれのケースも資金残高を維持できている
✓ ①では、収益的支出（人件費、企業債借入金利等）の上昇にも関わらず、R10改定率を8%としているため、企業債借入額を増やすことにより、資金残高を維持している（参考12参照）

【参考】前回答申（令和6年11月）の検証

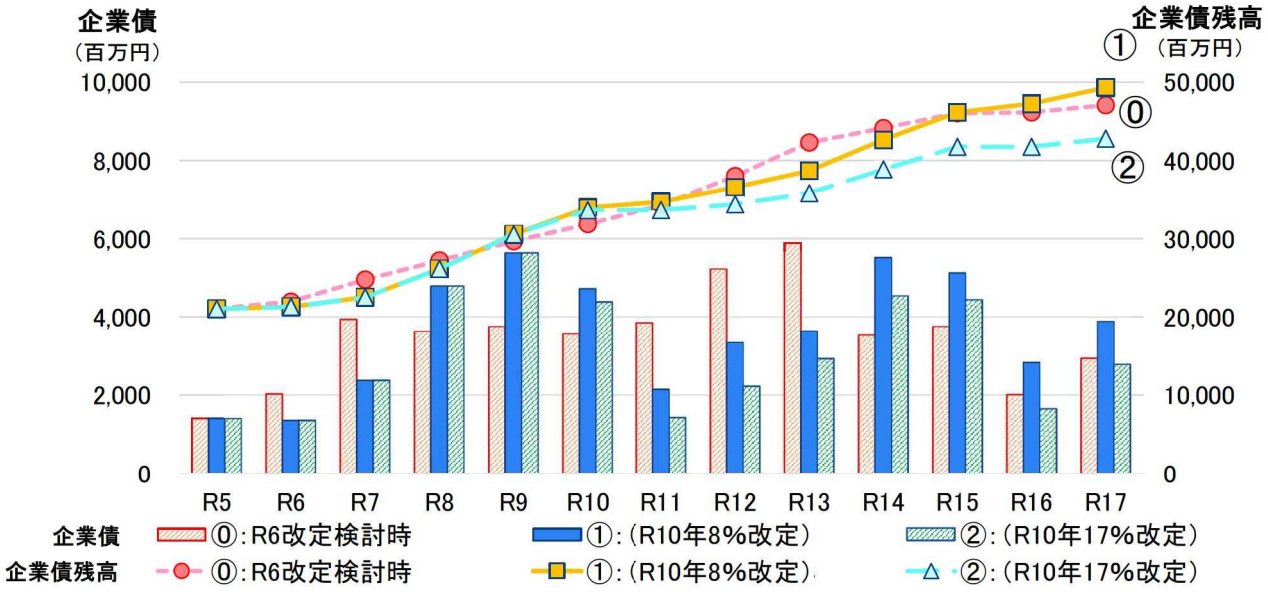
資金残高対給水収益比率



		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
⓪	資金残高(百万円)	4,402	3,038	3,734	4,978	4,485	4,875	5,308	5,145	4,580	4,464	5,329	5,448	5,544
	給水収益(百万円)	7,865	7,842	8,312	8,926	8,845	9,415	9,305	9,197	9,115	8,984	10,567	10,445	10,354
	資金残高/給水収益(月)	6.7	4.6	5.4	6.7	6.1	6.2	6.8	6.7	6.0	6.0	6.1	6.3	6.4
①	資金残高(百万円)	4,402	3,633	3,911	4,804	4,676	4,700	4,663	4,795	4,656	4,662	5,304	5,215	5,144
	給水収益(百万円)	7,865	7,869	7,889	8,909	8,842	9,427	9,331	9,228	9,144	9,015	10,601	10,475	10,383
	資金残高/給水収益(月)	6.7	5.5	5.9	6.5	6.3	6.0	6.0	6.2	6.1	6.2	6.0	6.0	5.9
②	資金残高(百万円)	4,402	3,633	3,911	4,804	4,676	5,148	5,187	5,023	5,014	4,943	5,978	5,823	5,800
	給水収益(百万円)	7,865	7,869	7,889	8,909	8,842	10,213	10,108	9,997	9,906	9,766	11,484	11,348	11,248
	資金残高/給水収益(月)	6.7	5.5	5.9	6.5	6.3	6.0	6.2	6.0	6.1	6.1	6.2	6.2	6.2

【参考】前回答申（令和6年11月）の検証

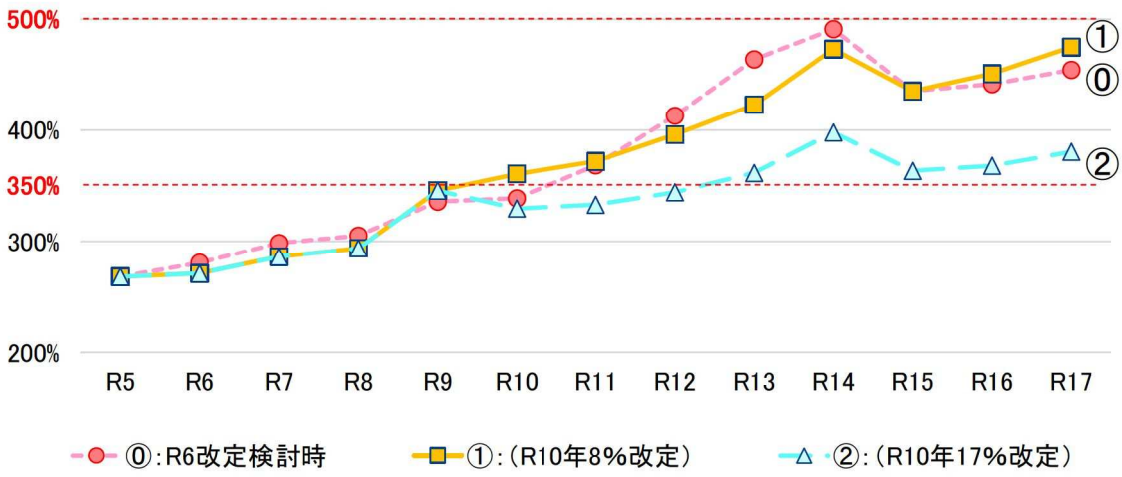
企業債（発行額）・企業債残高



- ✓ 企業債の発行額と残高は、建設改良費と相関する
- ✓ ①では、収益的支出（人件費、企業債借入金利等）の上昇にも関わらず、R10改定率を8%に据え置いているため、企業債借入額は増加している

【参考】前回答申（令和6年11月）の検証

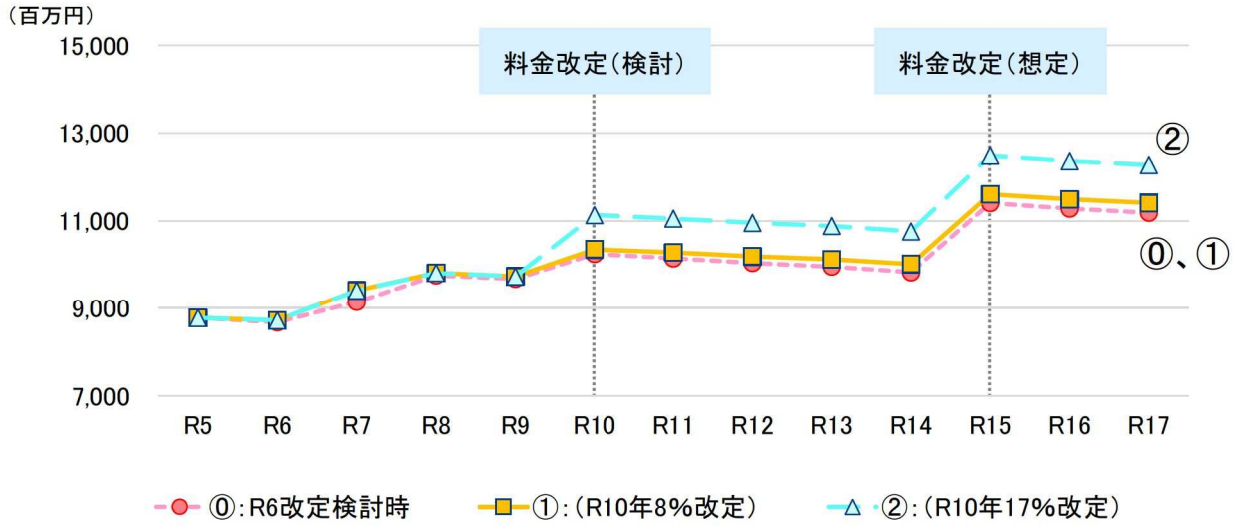
企業債残高対給水収益比率



- ✓ 企業債残高対給水収益比率は500%以下となるように設定しているため、500%以下を維持できている
- ✓ ②はR10年４月の料金改定率を他より大きくして（17%）料金収入を見込んでいることから、企業債の発行を抑制した結果、⓪、①を下回っている

【参考】前回答申（令和6年11月）の検証

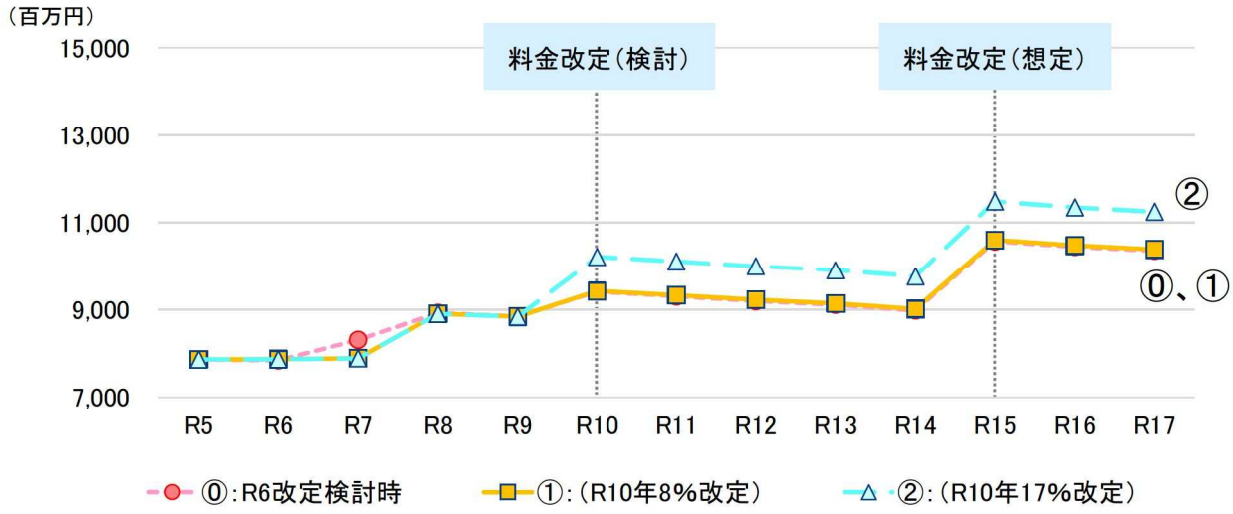
収益的収入＜合計＞



- ✓ 収益的収入＜合計＞では、給水収益と同じ傾向（増減）を示している（参考15参照）

【参考】前回答申（令和6年11月）の検証

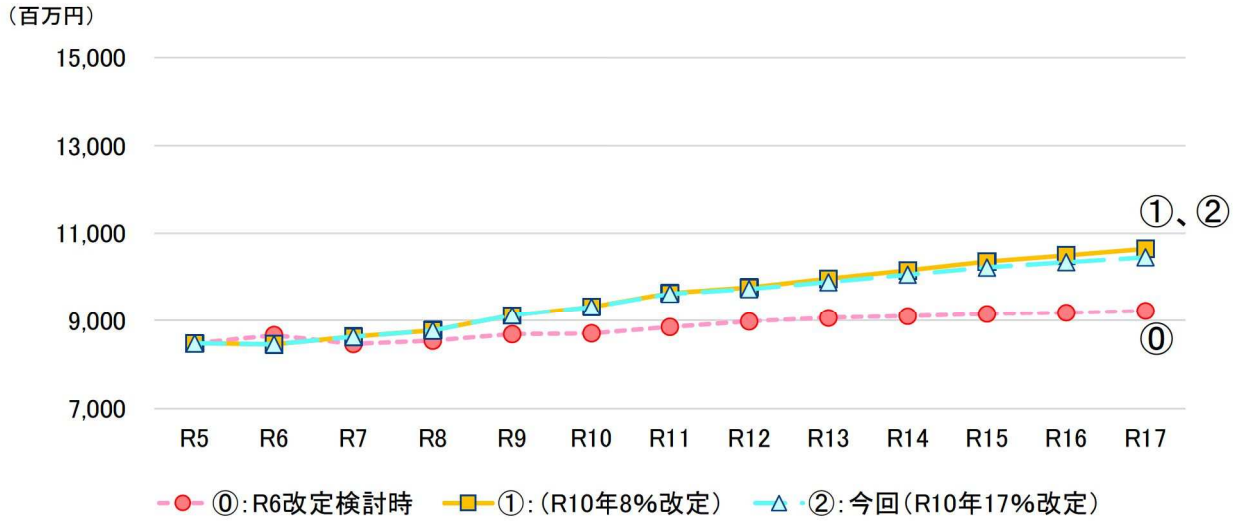
給水収益



✓ ②はR10改定率を他より大きく（17%）していることから、⓪、①よりも収益は高くなる

【参考】前回答申（令和6年11月）の検証

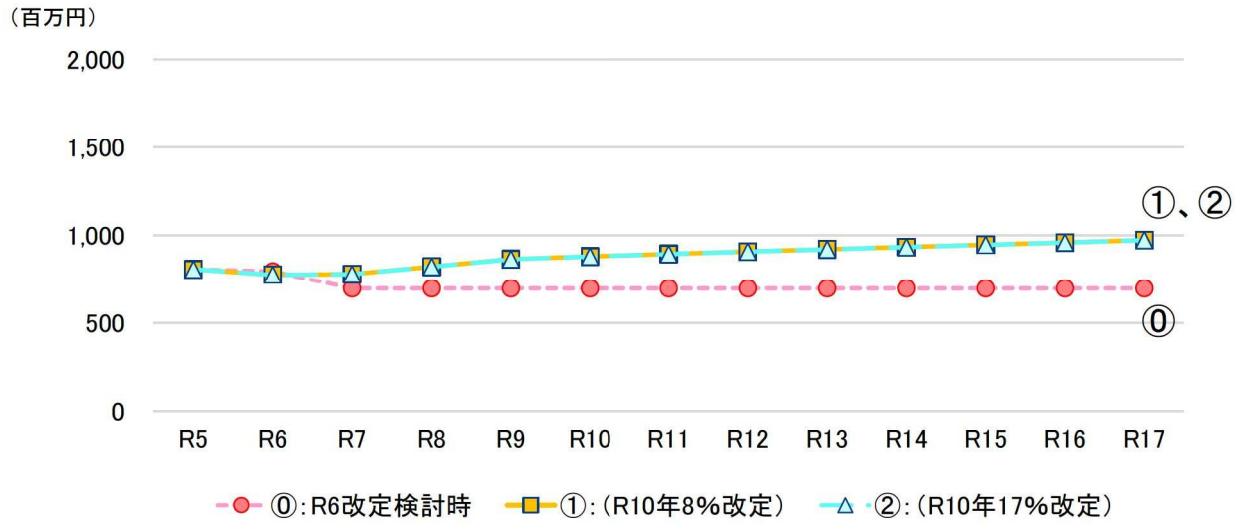
収益的支出＜合計＞



✓ 収益的支出＜合計＞では、人件費や企業債借入金利の上昇の影響で、①と②が⓪より大きくなり、その差は年々広がっている

【参考】前回答申（令和6年11月）の検証

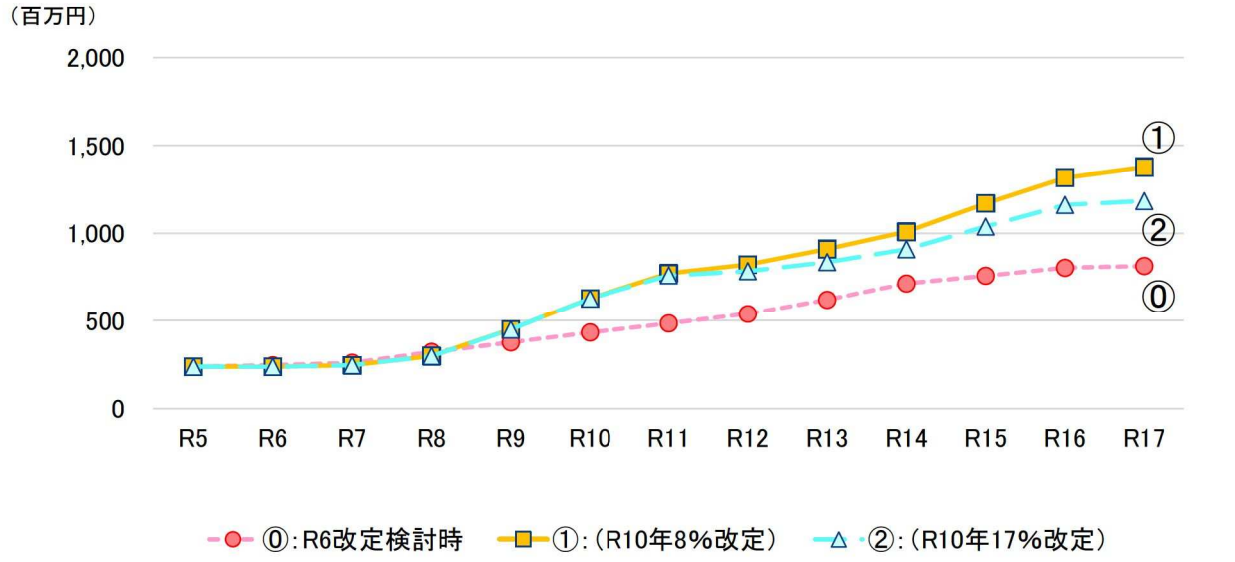
収益的支出（人件費）



✓ 人件費の上昇を考慮した影響で、①と②が⓪より大きくなり、その差は年々広がっている

【参考】前回答申（令和6年11月）の検証

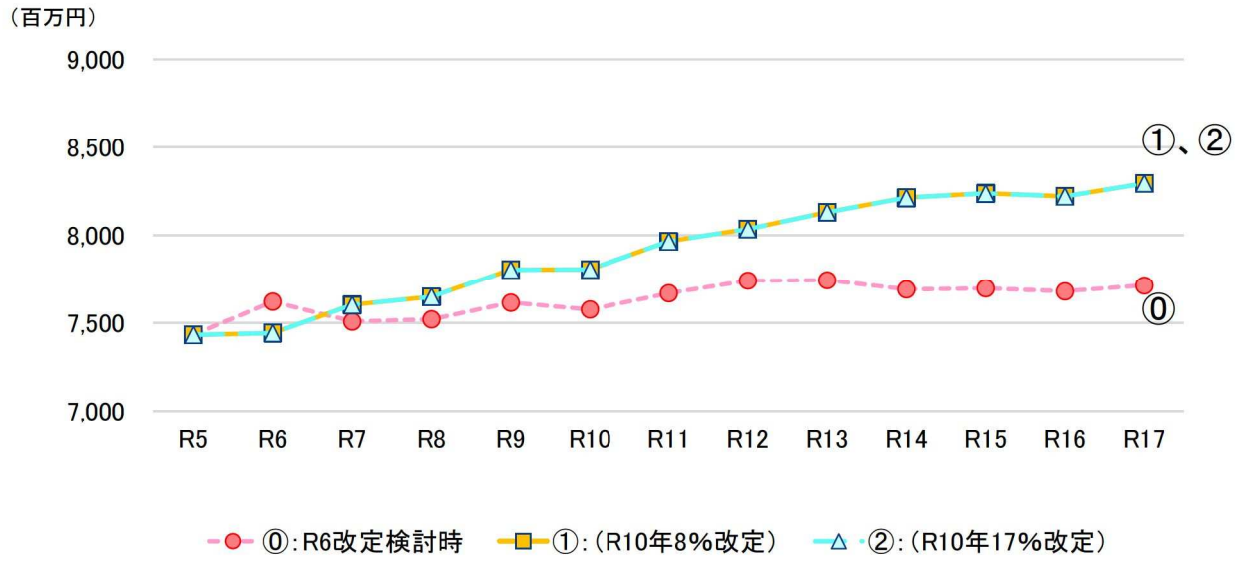
収益的支出（支払利息）



✓ 企業債借入金利を年2%から年3.5%に変更（75%上昇）した結果、①と②が⓪より大きくなっている

【参考】前回答申（令和6年11月）の検証

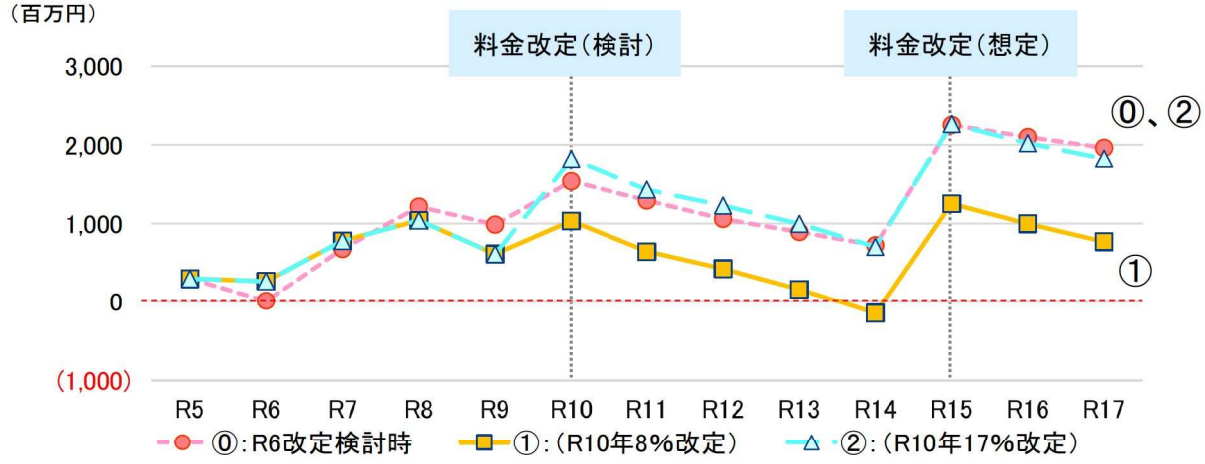
収益的支出（その他経費）



- ✓ その他経費には受水費・動力費・修繕費・委託料などが含まれている
- ✓ 物価上昇を考慮した影響で、①と②が⓪より大きくなっている

【参考】前回答申（令和6年11月）の検証

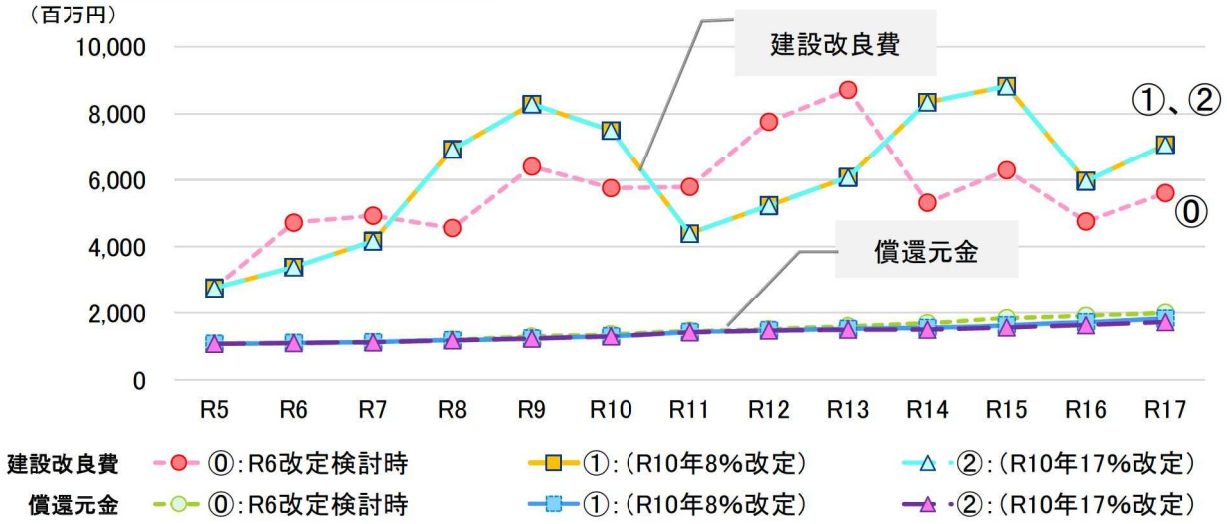
損益



- ✓ 損益は収益的収入（参考14参照）から収益的支出（参考16参照）を差し引いたもの
- ✓ ①は財政目標を考慮しないで料金改定率をR10に8%としているため、R14で損益がマイナスになっている

【参考】前回答申（令和6年11月）の検証

建設改良費・償還元金



- ✓ ①、②の建設改良費はビジョン中間見直しのデータに置き換えているため、⓪と比べ年次計画に差が出ているが、R7～R17までの総額は同程度である
- ✓ 償還元金は同程度となっている

ささえる・つながる・未来につなぐ

― 健全水道　東大阪 ―



菱屋西配水場（龍のモニュメント）



